

# 『 湊線の存続に 三者合意 』



湊線を利用しましょう (その10)

～市と茨城交通の出資による第3セクターで存続～

湊鉄道線の存続について、市は、茨城交通株式会社から廃線の打診があって以降、湊鉄道対策協議会を設置して存続に向けた協議を重ね、さまざまな利用促進事業に取り組んできました。

このなかでは、沿線高校や企業の定期利用促進、自治会やコミュニティ組織の協力による研修事業への組み入れ、幼稚園・小中学校の遠足等での利用。さらに、市民団体の「おらが湊鉄道応援団」による講演会や自治会、高校と連携した花植え、駅の美化、写真展示会、那珂湊駅のパーク＆ライド実験などが実施されています。

このようななか、多くの市民の皆さんのご協力をいただき、これまで毎年続いていた湊線利用者の減少に歯止めをかけることができました。ありがとうございます。

これまでに市では、茨城交通に鉄道部門の子会社を設立して運営するよう申し入れてきました。しかし、経営再建途上にある茨城交通が、単独出資をして鉄道事業を継続することは、極めて困難であることが明らかになりました。

鉄道事業の運営には、鉄道免許や運行に関する専門的な技術をもった人員体制も必要です。そこで、茨城交通と市が共同出資する第三セクター方式で、新会社を設立して運営する方向で調整が進め



湊線の存続について合意をし、お互いに握手がかわされました。本間市長、橋本知事、竹内社長(左から)

### 合意された市の財政的な支援策の内容

- 新会社への出資
- 新会社の設備投資に対する補助 (国・県・市で約1/3ずつ補助する)
- 新会社の経営に対する補助 (固定資産税・都市計画税相当額、さらに赤字が見込まれる場合は県とともに修繕費の補助を行う)



殿山駅周辺には、那珂湊二高や水産加工団地などがあることから、湊線を使った通勤通学者が多く見られます。湊線が存続することになって、利用者は一様に「良かった」との声。工場に通う女性の一人は、「通勤に湊線を利用しているので、存続はうれしい」と話していました。

写真 = 殿山駅 朝の風景

られてきました。

また、茨城県も日立電鉄、鹿島鉄道など県内のローカル鉄道の廃線が相次いでいることから、湊鉄道線の存続に関しては、国の「鉄道・軌道近代化施設整備費補助」へ協調補助を行うこととしました。

さらに、新会社出資に対する補助や経営安定化のための補助制度を創設し、県として最大限のバックアップを行うことになりました。

このことから、9月27日に県庁知事室で、橋本昌知事、本間源基市長、竹内順一茨城交通社長の三者で、第三セクター方式による湊鉄道線の存続を表明しました。

国、県からの支援を最大限に活用しながら、市民の足を確保するため、市も鉄道事業への経営参画と支援を行い、市民鉄道として市民、事業者、行政で湊鉄道線を支えていこうと考えています。

ひとまず、湊鉄道線の廃線を回避することができました。しかし、市民鉄道としての新生湊鉄道線を支えていくには、市民の皆さんの鉄道存続へのご理解と利用増進が不可欠です。

今後とも温かいご支援とご協力をお願いいたします。

市企画調整課☎内線 1311

※鉄道・軌道近代化施設整備費補助

中小鉄道事業者に対し、安全性の向上およびサービスの改善のために要する費用を補助し、鉄道の安全性の確保および利便性の向上を図る制度。

## パブリック・コメント

### ひたちなか市公民館等施設使用料の改正に関する条例(案)について

問合せ	募集期間	意見の提出方法	提出された意見の公表	意見等を提出できる方	資料の閲覧	意見の提出方法等
市中央公民館 ☎272-16301	平成19年10月10日(金)～11月9日(金)	中央公民館 ・ FAX 272-19297 ・ Eメール k.chuo@city.hitachinakaibaraki.jp	・ 書面による提出 〒312-0004 勝田中央14-9	市内に在住、または在勤・在学の方。市内に事務所・事業所を有する方。本市に対し納税義務を有する方。	市のホームページ、各公民館・コミュニティセンター、学習センター	○公民館等の利用実態 使用料減免団体の公民館等使用率は全体の約82・5%を占め、そのほか住民検診や自治会・学校関係などに使われています。

**改正点**  
ばらつきのある現行の料金体系を統一的な単価とし、中央公民館の平均単価を基準として算定しました。新料金は約7割が現行よりも低く設定されています。  
(注) 自治会、学校、保育所、幼稚園、高齢者クラブ、子ども会など、また、公共団体はこれまで通り全額減免の適用を受けられることとします。

皆様の「ご意見」をお寄せください

平成20年度から公民館等の使用については、公平性や受益者負担の観点から使用料の減免基準規定の廃止を予定しています。  
これまで、公民館等施設使用料は建設年度の違いなどにより施設ごとばらつきが生じていました。そこで、行政サービスの均等化を図り、利用者によりわかりやすく透明性の高い料金体系にしようとして、料金改正を行うことになりました。(平成19年12月定例会市議会に提案予定)